

答申第158号

(諮問第180号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県収用委員会（以下「実施機関」という。）が令和7年7月18日付けで行った保有個人情報不開示決定処分については、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、令和7年7月8日付けで、実施機関に対して、次の内容の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

私と〇〇〇〇の連名にて、大分県収用委員会（収用委員の方々）宛てに2025年7月8日付けで郵送した、意見書（20250708）や意見書別紙（20250708）、添付資料（不正の客観的証拠）、およびSDHC Card（大分県虚偽・偽造）内のデータ等すべて

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、以下の理由により保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行い、令和7年7月18日付けで開示請求者（審査請求人）に通知した。

本件開示請求の請求内容は、県行政を著しく停滞させるものであり開示請求権の濫用である。その理由は以下のとおりである。

- (1) 開示請求している情報は、請求者自身が当収用委員会あてに送付した文書である。
- (2) 請求者は公文書公開請求、保有個人情報開示請求を繰り返し、開示決定した文書についても未だ交付を受けていないものがある。
- (3) 所属や職員個人のアドレスあてにメールを送付しその処理に多大な時間を要している。

3 審査請求

審査請求人は、本件不開示決定処分について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、令和7年8月26日付けで、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

保有個人情報不開示決定処分を取り消しを求めるとともに、送付した「審理のための意見書」と「付随する大分県が行った虚偽内容の税額計算文書による売買誘引行為や行政文書偽造行為を証明する文書や客観的証拠資料・音声データ」等全てを大分県土木建築部用地対策課収用管理班が大分県収用委員会の委員に渡しているのかを確認するため。（「大分県」による不正の隠ぺい・証拠隠滅をさせないようにするため）

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

開示しない理由が開示請求権の濫用とあるが、以下の通り理由にならない。

- (1) 収用委員会に送付した文書を請求者が開示できないという法令の根拠は存在しない。また、請求者は送付した文書・不正の証拠資料・データが残らず収用委員会にて保有されているか確認する必要がある。
- (2) 請求者は開示請求を繰り返しているとのことであるが、収用委員会は大分県とは別の組織であるため、開示請求内容を本来知り得ない。また、開示請求理由は、大分県による虚偽内容の税額計算作成行為や行政文書偽造行為等の不正の追及や運用を確認するためであるが、大分県は税額内容の法的根拠等、未だに示していない。
- (3) 所属や職員宛てにメールを送付しているとのことであるが、(2)と同様に収用委員会は知り得ない。

第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

1 収用委員会の役割及び土地所有者の意見を述べる権利について

収用委員会は、土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定に基づき都道府県に設置され、同法に基づく起業者からの収用裁決申請及び明渡裁決申立て（以下「裁決申請等」という。）を受けて、起業者、土地所有者等の関係者から意見を聴取し、審理を行った上で、収用する土地の区域、損失補償額等を裁決することをその役割とする。なお、収用委員会は同法第51条に基づき都道府県に設置される独立の合議制機関であるが、個人情報保護法上は都道府県の一つの機関である。

土地所有者は、同法第63条第1項及び第2項の規定に基づき、裁決申請書等に記載された事項及び損失の補償に関する事項に関しては、収用委員会に意見書を提出して意見を述べることができる。

2 本件開示請求に対し特定した公文書の内容、作成した者等について

審査請求人は、令和7年4月24日付けで、起業者である大分県から実施機関宛てに裁決申請等があった土地収用事件（以下「本事件」という。）における土地所有者代理人である。

本件開示請求に対して特定した文書（以下「本件文書」という。）は、審査請求人が本事件における土地所有者代理人の立場で、土地所有者との連名により、実施機関宛てに同年7月8日付けで提出した意見書、意見書別紙、添付資料及びSDHCカードである。

3 本件開示請求対象保有個人情報の不開示判断について

(1) 開示請求の法的性質等

法第76条第1項に基づく保有個人情報開示請求制度は、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性及び取扱いの適正性を確保することを目的とするものであり、訂正請求や利用停止請求とあわせて、個人の権利利益の保護を図る趣旨を有する。

したがって、開示請求がその趣旨を逸脱し、行政事務の適正な遂行を著しく妨げる態様で行われる場合には、社会通念上相当な範囲を超えるもの（権利の濫用）として、法第76条第1項に基づく開示請求権の行使としては認められないものと解される。

(2) 本件開示請求の具体的状況

審査請求人は、令和7年7月8日、実施機関に対し、「私と〇〇〇〇の連名にて、大分県収用委員会（収用委員の方々）宛てに（中略）郵送した、意見書（中略）等すべて」として、審査請求人自身及び土地所有者との連名で実施機関宛てに送付した意見書、別紙、添付資料及びSDHCカード内のデータ等すべての開示を求めた。

当該各文書は、審査請求人自身が作成・送付したものであり、実施機関が保有する保有個人情報には該当するものの、自己が作成した文書そのものであることから、法の趣旨に基づく開示請求を行う合理的必要性は通常認められない。

また、審査請求人は、同年3月17日及び同年5月17日にも同様の開示請求を行っており、これらについていずれも全部開示決定を受けながら、本件決定を行った同年7月18日（以下「本件決定の日」という。）時点において開示文書の交付を受けていない状況にあった。

さらに、本件開示請求は、審査請求人が当該文書を実施機関宛てに発送した当日であり、当該文書が実施機関に到達する前に行われたものであった。

(3) 開示請求の経過及び他の請求状況

ア 審査請求人は、令和7年3月17日付けで、実施機関に対し、「私と〇〇〇〇が2025年3月16日付で大分県収用委員会（および用地対策課の〇〇〇〇様）宛てに郵送した文書すべて」を請求内容とする保有個人情報開示請求を行った。当該請求の対象文書は、宛先を当収用委員会委員及び用地対策課収用管理班総括の連名とした一通の文書であったことから、収用委員会の事務整理を所管する同班において収受したことにより、実施機関が収受した文書は存在しなかった。このため実施機関は、当該請求に対し、令和7年3月25日付けで不開示決定を行い、知事は、別途審査請求人が知事宛てに行った同一内容の保有個人情報開示請求に対する決定において、対象文書の全部開示決定を行った。しかし、審査請求人は、本件決定の日時点で、開示文書の交付を受けていなかった。

次に、審査請求人は、同年5月17日付けで、実施機関に対し、「私が2025年5月17日に、収用委員会（収用管理班の〇〇〇〇様を通して）へ提供した、保有個人情報開示請求で起業者である大分県が開示した〇〇第2555号の税額表が偽造の行政文書であることを客観的に証明するメール文書および証拠の添付データすべて。」を内容とする保有個人情報開示請求を行った。当該請求に対して、実施機関は、開示する保有個人情報を「あなたが2025年5月17日に、収用委員会及び収用管理班〇〇〇〇を宛名として送付したメール文書及び添付データ」とした上で、令和7年5月28日付けで全部開示決定を行ったが、審査請求人は、本件決定の日時点で開示文書の交付を受けていなかった。

さらに、審査請求人は、同月17日以降も実施機関に対して公文書公開請求及び保有個人情報開示請求を繰り返し、上記2件の請求を含め、本件決定の日時点で15件の請求を行っていた。そして、そのうち10件は、審査請求人自身が送付した文書そのものを請求内容とするものであった。

また、公文書公開請求において、審査請求人は、「1965年度から現在に至るまで、すべての収用手続きの中で行われた「起業者」と「地権者」が行った意見の陳述・意見書に関する書類・データすべて」を内容とする請求を行っており、当該請求に係る公文書の量が約10万枚に上ったため、対象期間を絞るよう補正が求められたが、審査請求人はこれに応じなかった。

イ 実施機関は外部とのやり取りを行うメールアドレスを有していないため、外部からのメールは、用地対策課の所属アドレス宛てに送付され、それを収用委員会の事務整理を所管する収用管理班職員が処理するという事務の流れになっている。

審査請求人からは、所属及び職員個人のアドレス宛て、令和6年11月以降、用地対策課収用管理班の職員を宛名とするメールが送付されるようになり、令和7年3月以降は、収用委員会委員を宛名とするメールも送付されるようになっており、本件決定の日時点で確認できるだけで約80件のメールが送付されていた。それらのメールの内容は、土地収用制度や行政代執行の制度に関する問合せ、収用裁決申請件数、収用裁決件数等の収用委員会が管理

する情報に関する問合せ、本事件における具体的な手続の問合せ、用地交渉における起業者の対応の責任を追及するものなどが混在していた。

そのため、同班職員には、全てのメールの内容を確認した上で、同班又は収用委員会のいずれの所管業務に関する内容であるか、また、いずれの所管にも該当しない内容であるか、収用委員会の審理に関係する内容であるか等の振り分けを行う必要が生じ、さらに、問合せに対する回答を作成する必要があるなど、その処理には多大な時間を要することとなっていた。

ウ これらの請求及び照会対応により、実施機関の事務処理に相当の負担が生じ、行政事務の適正な遂行を著しく妨げる状況となっている。

(4) 総合判断

前記のとおり、法に基づく保有個人情報開示請求の制度は、訂正請求及び利用停止請求の制度と相まって、個人が、行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報について、その正確性や取扱いの適正性を確保することを趣旨とするものであるところ、審査請求人自身が送付した文書そのものについて、法に基づく訂正請求や利用停止請求を行う必要性は通常考え難い。

また、本件開示請求の内容に、過去に開示決定を受けているが交付を受けていない文書が含まれていることや、本件文書を実施機関宛てに発送した当日に本件開示請求を行っていることからしても、本件開示請求は、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性やその取扱いの適正性を確認する目的があるとは考え難い。

さらに、本件開示請求は、前記のとおり県行政を著しく停滞させるものと評価できるものでもある。

以上の事情を総合的に勘案すると、本件開示請求は、法第 76 条第 1 項の趣旨に照らして、自己情報の確認・訂正を目的とするものとは認められず、またその態様が社会通念上相当な範囲を逸脱し、行政事務の適正な遂行を著しく妨げるものであると認められる。

したがって、本件開示請求は、法第 76 条第 1 項に基づく開示請求権の行使として認められない権利の濫用に当たると判断し、法第 82 条第 2 項の規定に基づき不開示決定を行ったものである。

(5) 審査請求人の主張に対する補足

審査請求人は、収用委員会は分県とは別組織であり、実施機関が他の請求状況を知り得ないと主張している。しかし、収用委員会は、土地収用法第 51 条に基づき都道府県に設置される独立の合議制機関であり、個人情報保護法上は都道府県の一つの機関である。

したがって、実施機関として、保有個人情報開示請求の処理にあたり、審査請求人による分県に対する他の請求及び照会の状況を把握し、総合的に判断する

ことは適法である。

以上のとおり、本件開示請求は、法の趣旨を逸脱し、社会通念上相当な範囲を超える権利の濫用に当たるため、法第 82 条第 2 項に基づき不開示決定を行ったことは適法である。

第 5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対して、審査請求人からの反論はなかった。

第 6 審査会の判断

1 権利濫用について

法には、保有個人情報開示請求が権利濫用に当たる場合にこれを拒否し得る旨の明文の規定は置かれていないものの、権利濫用が許容されない旨の一般法理の適用を否定すべき理由は見当たらないことから、当該開示請求が権利濫用に当たる場合は不開示決定をすることができるものと解される。

もともと、法が個人の権利として開示請求権を認めており、訂正請求及び利用停止請求とあわせて、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性及び取扱いの適正性を確保することにより、個人の権利利益の保護を図るという趣旨に鑑みれば、当該開示請求が権利濫用に当たるとの判断については慎重に行うことを要し、開示請求の目的や態様、行政機関の業務への支障等、諸般の事情を勘案し、当該開示請求が、社会通念上妥当とされる範囲を超えるものであるか否かを個別的事情に即して判断することが必要である。

以上の見解に基づき、本件開示請求が権利濫用に当たるか否かについて検討する。

2 権利濫用の該当性について

(1) 本件開示請求の目的について

本件開示請求は、令和 7 年 7 月 8 日付けにて審査請求人が実施機関あてに郵送した意見書、意見書別紙、添付資料及び SDHC カード内のデータの開示を求めるものであるが、当該開示対象文書は、審査請求人が自ら提出したものであることから審査請求人は既に内容を了知しており、かつ、実施機関が保有するものと同様であることは明らかである。よって、開示請求制度の本来の趣旨である、行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性を確認するという目的を有するとは認め難い。

(2) 本件関連請求の状況について

実施機関によると、審査請求人は本件不開示決定日時点で本件開示請求を含め、合計 15 件もの開示請求を繰り返し、そのうち 10 件は本件開示請求と同様、審査請求人自身が送付した文書そのものを請求するものであり、また、当該 10 件の

うち2件については既に全部開示決定がなされているにもかかわらず、文書の交付を受けていないとのことである。

さらに、実施機関の弁明書によると、審査請求人は、過去60年間にわたる極めて広範な公文書公開請求を行い、実施機関は、円滑な公開手続きと行政運営の効率化を図るため、対象期間の限定を求める補正の協力を依頼したが、審査請求人はこれに応じなかったとのことである。そこで、実施機関にその詳細について確認したところ、審査請求人から対象公文書の総量の質問があったため、実施機関は対象公文書が約10万枚に及ぶこと、請求内容は第三者の財産・権利に関する情報に該当するため、大分県情報公開条例第7条に基づき大部分が非公開となる可能性が高いことを併せて伝えたが、審査請求人は補正に即応せず、当該文書量に関する質問を重ね、条例の解釈も求める等、複数回のやり取りを経たものの、調整に至らず、さらには新たな同一内容の請求が複数回提出されたとのことである。このような審査請求人による一連の行動は、一見補正に協力する姿勢を窺わせつつも、補正に応じる意思があったとまでは認められないものである。

加えて、審査請求人は本件開示請求の対象となった所属のみならず、複数の所属に対して保有個人情報開示請求、公文書公開請求等の各種請求を繰り返しており、本件不開示決定日時時点で累計140件以上に及んでいる。これらの請求内容は、特定の主張や疑問に対して各所属に回答や説明を求めるもの、既に開示した情報の根拠を求めるものが多々見受けられるが、本来、開示請求制度は現に存在する公文書の開示を目的とするものであり、請求者の質問等に対し、行政機関が回答や説明といった形で新たな公文書を作成することを義務付ける趣旨ではないと解される。

したがって、上記のような開示請求の内容や態様からは、審査請求人の開示請求が真に行政文書の開示を受けることを目的としたものとは解し難く、開示請求制度の本来の趣旨に沿うものとは言えない。

(3) その他の事情について

実施機関によると、審査請求人は開示請求と並行して、実施機関及び職員個人のアドレス宛てにメールを送付しており、本件不開示決定日時時点で約80件に及んでいる。その内容は土地収用制度や関連事務に関する問い合わせ、収用委員会の管理情報に関する問い合わせ、さらには用地交渉における行政機関の責任追及等、多岐にわたっているとのことである。

このようなメールは、単に受領するにとどまらず、その都度、收受、内容確認、業務の振り分け、回答の要否判断といった一連の事務処理を要するものである。

このため、開示請求の対応に加え、大量に送付されるメールの処理に職員の相応な時間と労力が継続的に費やされており、その結果、実施機関の円滑な業務遂行に支障が生じていることが認められる。

3 まとめ

以上を踏まえ、本件開示請求の目的や態様、行政機関の業務への支障等、諸般の事情を勘案すると、審査請求人の一連の請求行為は、個人情報保護法の定める開示請求制度の本来の趣旨に照らし、社会通念上妥当と認められる範囲を逸脱しており、権利濫用に該当するものと認められる。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人は、収用委員会は大分県とは別組織であり、実施機関が他の請求状況を知り得ないと主張しているが、収用委員会は、土地収用法に基づき各都道府県に設置された独立の機関であり、その職務執行の独立性は尊重されるべきであるものの、個人情報保護法上では都道府県の機関として一体的に位置づけられるため、実施機関が大分県における審査請求人の他の請求状況を把握し、総合的に判断することに、何ら不当な点はない。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年11月15日	諮 問
令和8年1月28日	事案審議（令和7年度第9回審査会）
令和8年2月25日	事案審議（令和7年度第10回審査会）
令和8年3月31日	答申決定（令和7年度第11回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学理事・副学長	
大 塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事	
田 中 竜	元大分合同新聞社報道部長	
梶 原 百合子	大分県地域婦人団体連合会理事	
三 島 麻 衣	三愛総合健診センター長	
加 納 雅 子	元大分市立駕野小学校長	
品 川 佳 満	大分県立看護科学大学看護学部准教授	
帆 秋 勢津子	元大分市大南支所窓口担当班 参事補兼グループリーダー	